

糸満市立中学校長 殿



糸教学第840号
令和3年8月13日

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

緊急事態宣言下における「8月16日～8月31日」期間中の部活動について（通知）

時下、貴殿におかれましては、益々ご健勝のことお喜び申し上げます。

さて、沖縄県緊急共同メッセージが発出され、「8月1日～8月15日」の期間中の自粛要請を受け、令和3年8月3日付け糸教学第797号にて市内中学校の部活動について通知したところですが、依然として感染の急拡大に歯止めがかからない等、極めて憂慮すべき状況が続いております。

つきましては、8月16日（月）から8月31日（火）までの期間中の部活動について、下記のとおりとします。

なお、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

記

【部活動の対応】について

1. 8月16日（月）から8月31日（火）までの期間中の部活動は原則休止とする。
但し、九州・全国大会及びコンクール等に派遣されるチーム及び個人の練習に限り、学校長の許可のもと、2時間以内で必要最小限の人数で行うことができる。
その際は、糸教学694号の【活動再開の条件】の手続きを経て、糸教学694号「別紙」を遵守して実施することとする。（7月30日発出公文参照）
2. 九州・全国大会及びコンクール等に派遣されるチーム及び団体の大会参加については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。
3. 各競技団体や文化芸術団体が主催する県の大会及びコンクール等の参加については、各団体等と連携し、各学校にて慎重に判断すること。
4. 8月16日（月）から8月31日（火）の期間は、練習試合や合同練習は行わないこと。
5. このことについて、学校職員で共通確認する他、生徒や保護者と十分な連携し、感染防止対策をお願いします。

※ 地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行うこと。

【別添資料】

- 令和3年8月12日付教保第857号「緊急事態宣言下における「8月16日～8月31日」期間中の部活動について」『沖縄県教育委員会教育長』
- 令和3年8月12日付教保第857号「緊急事態宣言下における「8月16日～8月31日」期間中の部活動について」『保健体育課長、文化財課長』
- 令和3年7月12日付糸教学694号「緊急事態宣言再延長に伴う部活動について（通知）」『糸満市教育委員会教育長』

本件担当 糸満市教育委員会学校教育課
TEL 098-840-8165 FAX 098-840-8161